

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 16 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 森 林 未知代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 30 日から 令和 8 年 2 月 9 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 18 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 16 日から 令和 8 年 2 月 20 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 16 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1、2	13,950,000 11,160,000	一括	2,790,000	65,984	18,749
1	5,940,000				
2	8,010,000				
備考					



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------|----------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市北区屯田八条三丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 2 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 2 4. 9 5平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市北区屯田八条三丁目 1 番地 2 1 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 2 1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 3. 8 9平方メートル |
| | | 2 階 | 6 0. 0 8平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7 年 12 月 2 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 森 林 未知代

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



11

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市北区屯田八条三丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 2 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 224.95 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市北区屯田八条三丁目 1 番地 2 1 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 2 1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 63.89 平方メートル |
| | | 2 階 | 60.08 平方メートル |



令和7年(ケ)第96号
令和7年9月22日受理
令和7年10月29日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 伊藤 俊哉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市北区屯田八条三丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 2 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 224.95 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市北区屯田八条三丁目 1 番地 2 1 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 2 1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 63.89 平方メートル |
| | | 2 階 | 60.08 平方メートル |



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	札幌市北区屯田8条3丁目1番26号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（ ） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積： {			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（ ） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家、残置物あり）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 [令和 年 月 日 支部 令和 年（ ）第 号			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件1について

- (1) 物件2の敷地として利用されている。
- (2) 本土地の境界標は、北西側に1箇所確認できた(土地建物位置関係図参照)。物件の特定は、その境界標を基に、法務局備付けの図面等を参考にし現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- (3) 接面する道路及び隣接地にほぼ等高に接している。
- (4) 地勢は、概ね平坦である。
- (5) 玄関前アプローチ部分及び西側の一部はアスファルト舗装がされている(土地建物位置関係図参照)。
- (6) 北側に融雪槽が設置されているが、稼働するかどうかは不明である。

■ 物件2について

- (1) 亀裂や汚損等の経年相応の劣化が見られる外、主な損傷箇所等は次のとおりである。
 - ア 洋室1の天井に穴が2箇所空いている。
 - イ 洋室2の壁紙に喫煙が原因と思われる汚損が見受けられる。
 - ウ 外壁が剥離している箇所が複数見受けられる。
- (2) 室内には、テレビ、テーブル、衣類、椅子及びソファ等動産類が残置されている。
- (3) 南西側にスチール製仮設車庫(約21.17平方メートル)が設置されている。

■ 占有状況について

- (1) 室内に、所有者名義の運転免許証及び所有者宛ての複数の郵便物等が存在した。
- (2) 北海道電力ネットワーク株式会社の回答書によれば、本件建物の電気供給契約は、所有者名義であり、令和7年9月25日付けで契約廃止となっている。
- (3) 上記動産類が存在するものの、台所や他の部屋の状況から生活感は認められず、占有者等が居住している徴表は窺われなかった。
- (4) 近隣住民に事情聴取を試みたが、留守であり聴取することができなかった。
- (5) 上記の事実から、本件物件は、所有者が動産類を残置したまま空家として占有しているものと判断した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月25日 (木) 12:15—12:25	物件所在地	占有等調査 (不在、連絡文書投かん)、外周調査、写真撮影
7年 9月30日 (火) 14:50—15:00	物件所在地	占有等調査 (不在、連絡文書投かん)、外周調査
7年10月 1日 (水) : — :	郵便	北海道電力ネットワーク株式会社に照会書発送
7年10月23日 (木) 8:50— 9:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
7年10月27日 (月) 8:35— 8:45	インターネット	登記情報取得 (登記建物の有無確認)
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7年10月23日

目的物件は施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

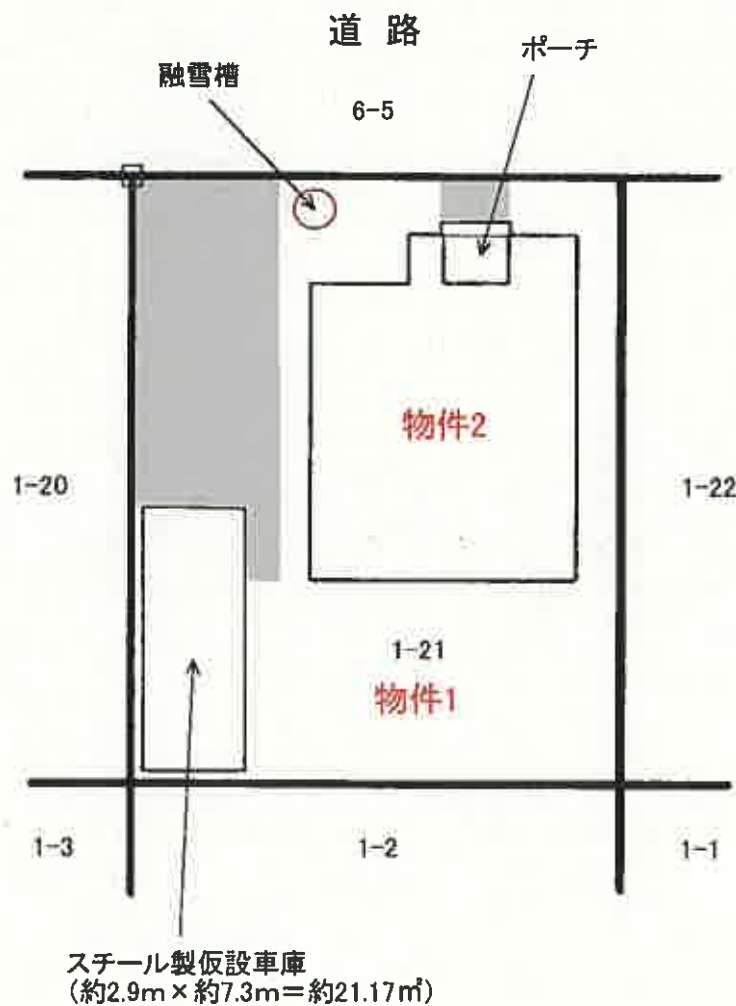
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

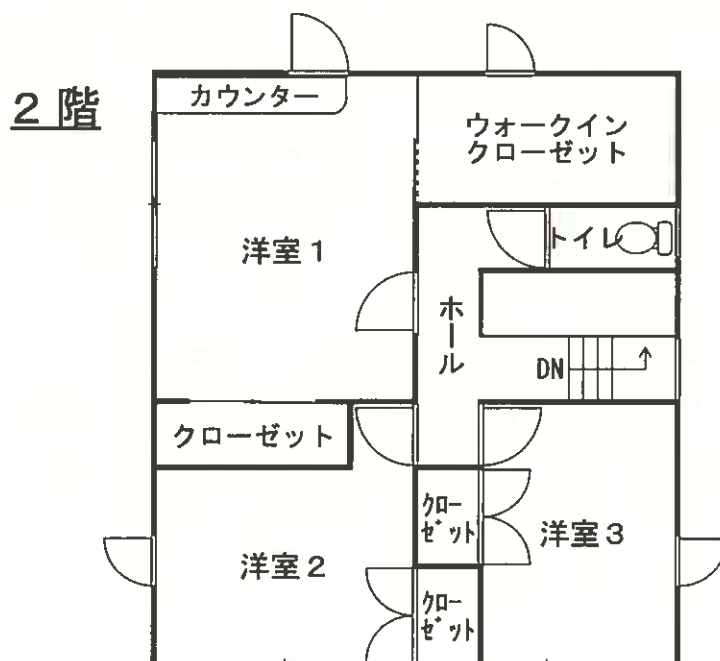
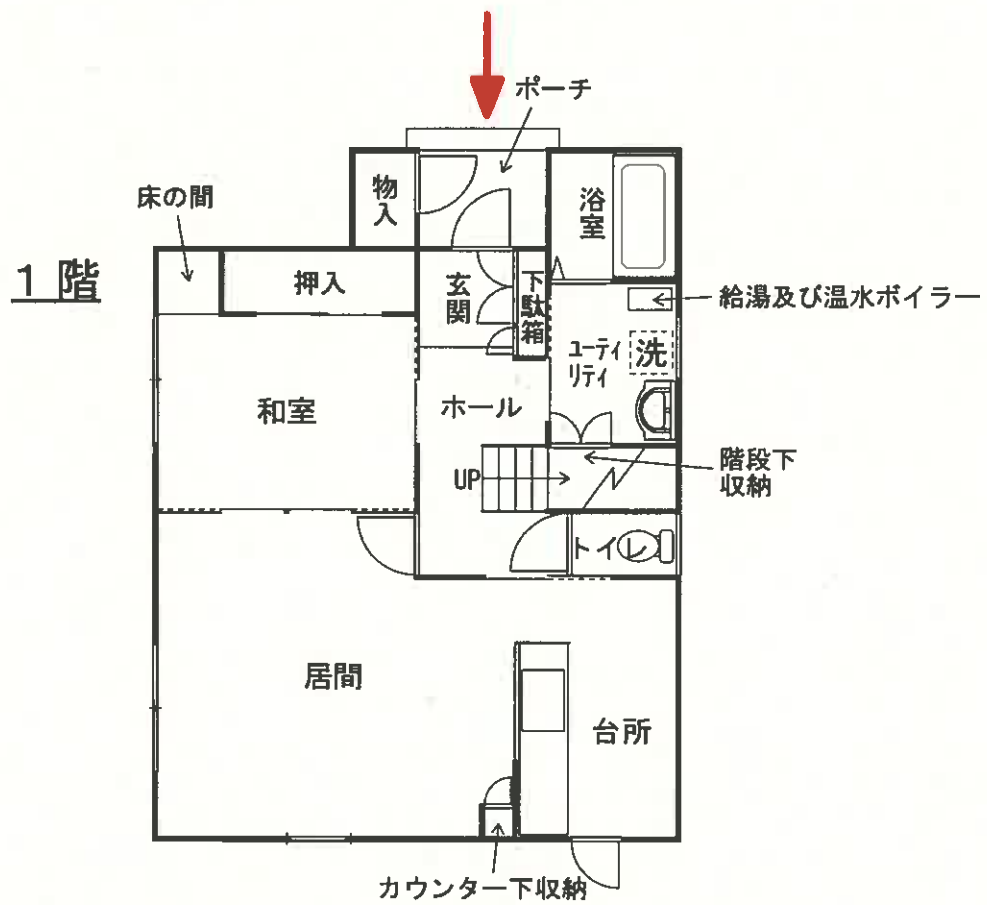
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

約1:200

土地建物位置関係図



- ：アスファルト舗装
(※概略範囲を記載した)
- ：境界標



全景



居間



台所



浴室



洋室1 天井の穴



洋室2 壁紙の汚損



外壁の剥離



スチール製仮設車庫



融雪槽



令和7年(ケ)第 96号
令和7年10月23日 現地調査
令和7年10月28日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山 本 寛 士

第1 評価額

一括価格	
金 13,950,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 5,940,000 円
物件2（建物）	金 8,010,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	札幌市北区屯田八条三丁目 1番21 宅地 224.95㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	札幌市北区屯田八条三丁目 1番地21 1番21 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 63.89㎡ 2階 60.08㎡ 延べ 123.97㎡	
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	地下鉄南北線「麻生」駅の北方道路距離約4.1km 北海道中央バス「屯田8条3丁目」停留所の南東方道路距離約360m 同「屯田7条3丁目」停留所の北東方道路距離約430m （別添「位置図」参照：当該地下鉄駅は位置図の範囲外である）	
付近の状況	区画整然に配置された街区に戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。都心部との接近性はやや劣るものの、近隣には大型店舗を含めて各種の店舗等が集積しており、また、居住環境も概ね良好である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% 建築基準法第22条区域 外壁の後退距離:1m、建築物の高さの制限:10m、 北側斜線高度地区、戸建住環境保全地区、 地区計画（屯田東地区）、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域、緑保全創出地域（居住系市街地）
画地条件	地積 形状等 その他	登記記載のとおり 約224.95㎡ 北側の接面市道に対して間口約13.430m、奥行約16.750m、長方形の中間画地である。 北側接面市道のほか、東側、南側及び西側の各隣接地とは概ね等高にあり、画地内は平坦である。
接面道路の状況	幅員等 接面状況	北側：幅員約8.00m 舗装市道・屯田東区画整理29号線 （建築基準法第42条1項1号） 上記画地条件記載のとおり。
土地の利用状況等	・物件1土地は物件2建物の敷地として利用されている。 （詳細は現況調査報告書、土地建物位置関係図参照）	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 引込可 ※特記事項参照 下水道 あり	

特記事項	・境界標については、本件土地の北西隅において確認することができた。確認できた境界標や閉鎖された地図等を基に概測の結果、ほぼ登記どおりと推測されるが、正確には専門家の測量を要する。（土地建物位置関係図参照） ・土壌汚染については、現地調査及び土地登記簿等による過去の履歴調査により、その可能性の端緒は確認できなかった。但し評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・主な公法上の規制等記載の地区計画（屯田東地区）における地区整備計画（低層一般住宅地区）により、建築物の敷地面積の最低限度（200㎡）、建築物の壁面の位置の制限等が定められている。 ・札幌市地図情報サービスの浸水ハザードマップ（洪水避難地図）によると、本件土地において想定される洪水の浸水深は「0.5m以上～3.0m未満」に該当している。 ・札幌市地図情報サービスの地震防災マップによると、本件土地の液状化危険度は「液状化発生の可能性がある」に該当している。 ・札幌市埋蔵文化財センター作成の埋蔵文化財包蔵地分布図によると、本件土地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・都市ガス事業者（北海道ガス）に確認したところ、本件土地の北側接面市道に埋設されている都市ガスの支管から、本件土地への引込みはされているが、物件2建物とは接続されていない。 ・物件2建物の玄関前アプローチ部分や同建物の西側に、アスファルト舗装が整備されている。（土地建物位置関係図参照） ・本件土地の北側には融雪槽（電気）が設置されているが、設置時期や稼働の可否は不明である。なお、現状の状態等から経済的価値はないと判断した。（土地建物位置関係図参照）
-------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 平成13年5月24日 新築 経 過 年 数： 約24年 経済的残存耐用年数： 約10年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディングボード貼り 内 壁：ビニールクロス貼り等 天 井：ビニールクロス貼り等 床：フローリング、畳等 設 備：電気設備、給排水設備、衛生設備、給湯及び温水ボイラー（灯油式）、パネルヒーター、IHクッキングヒーター（キッチン）等
床面積（現況）	「第3 目的物件」記載のとおり
現況用途等	階 層：2階建 現 況 用 途：1階は居間、和室、台所、トイレ、浴室等 2階は洋室×3室、トイレ等 間 取 り：4LDK （建物間取図参照）
品 等	普通
保守管理の状態	目視の範囲によると、建物外観では外壁表面に剥がれ等が散見される。一方、建物内部においては、2階洋室1の天井に穴（2ヶ所）が認められ、また、同洋室2では内壁等に喫煙によるものと思われる汚損が認められたが、その他については概ね経年相応の状態である。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	・ 本件建物の新築時における建築確認及び完了検査の記録についてはともに確認できた。一方、下記の仮設車庫についての建築確認及び完了検査の記録についてはともに確認できなかった。 （札幌市都市局建築指導部管理課） ・ 物件1土地の南西側にはスチール製仮設車庫（間口約2.9m×奥行約7.3m＝約21.17㎡）が設置されている。 （土地建物位置関係図参照）

特記事項	・ 目視による調査の範囲において、吹付アスベスト及びアスベスト含有建材の使用の有無等については確認できなかった。但し評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途専門機関による調査を要する。 ・ ボイラーやパネルヒーター、IHクッキングヒーター等の各種設備については、動作確認ができず、稼働の可否は不明である。
-------------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (m) ウ	建 付 減 価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	72,000	1.00	224.95	0.90	14,577,000

ア 標準画地価格：『第6 参考価格資料』記載の公示地あるいは基準地等との規準、比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量のうえ、標準画地価格（アスファルト舗装を含む）を上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差：特にない。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応状態等を考慮のうえ、物件1の建付減価を以下のとおり判定した。

建付減価 物件1 △10%

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（仮設車庫を含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/m) ア	現況延床面積 (m) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	123.97	0.24	5,951,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく定額法と観察減価法を併用し求めた。

i 経済的残存耐用年数 約10年

ii 通算耐用年数 約34年

iii 物理的や機能的減価を考慮のうえ、観察減価を以下のとおり判定した。

観察減価 △20%

∴ i ÷ ii × 80% ≒ 0.24

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	14,577,000	40%	5,831,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を以下のとおり査定した。

割合 40%

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格(円) (1(1)オ,1(2)エ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算(円) (2(1)ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ= キ (万円未満切捨)
1	14,577,000	-5,831,000		0.85	0.80	-	5,940,000
2	5,951,000	+5,831,000	-	0.85	0.80	-	8,010,000
一括価格(合計)							13,950,000

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：各種設備の稼働の可否が不明であることによる潜在リスクのほか、本件建物の経済的残存耐用年数が長くはないこと等を踏まえ、市場性の観点から以下の修正が必要と判断した。

市場性修正 △15%

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」記載の不動産競売市場における特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：特にない

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（札幌北-12）

所 在 : 札幌市北区屯田7条5丁目5番5外 「屯田7条5-5-14」
価 格 : 70,000円/㎡
位 置 : 地下鉄南北線「麻生」駅の北方道路距離約3.6km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 180㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 東15m市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第1種低層住居専用地域 (建蔽率 40%、容積率 80%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 9,897,800円 (44,000円/㎡)
物件2 3,176,400円 (22,094円/㎡) ※仮設車庫を含み、課税床面積は延べ143.77㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 地図写し
- 3 閉鎖された地図写し
- 4 建物図面写し・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

西・灰戸

1:10,000

位置図

「札幌市現況図」

屯田町

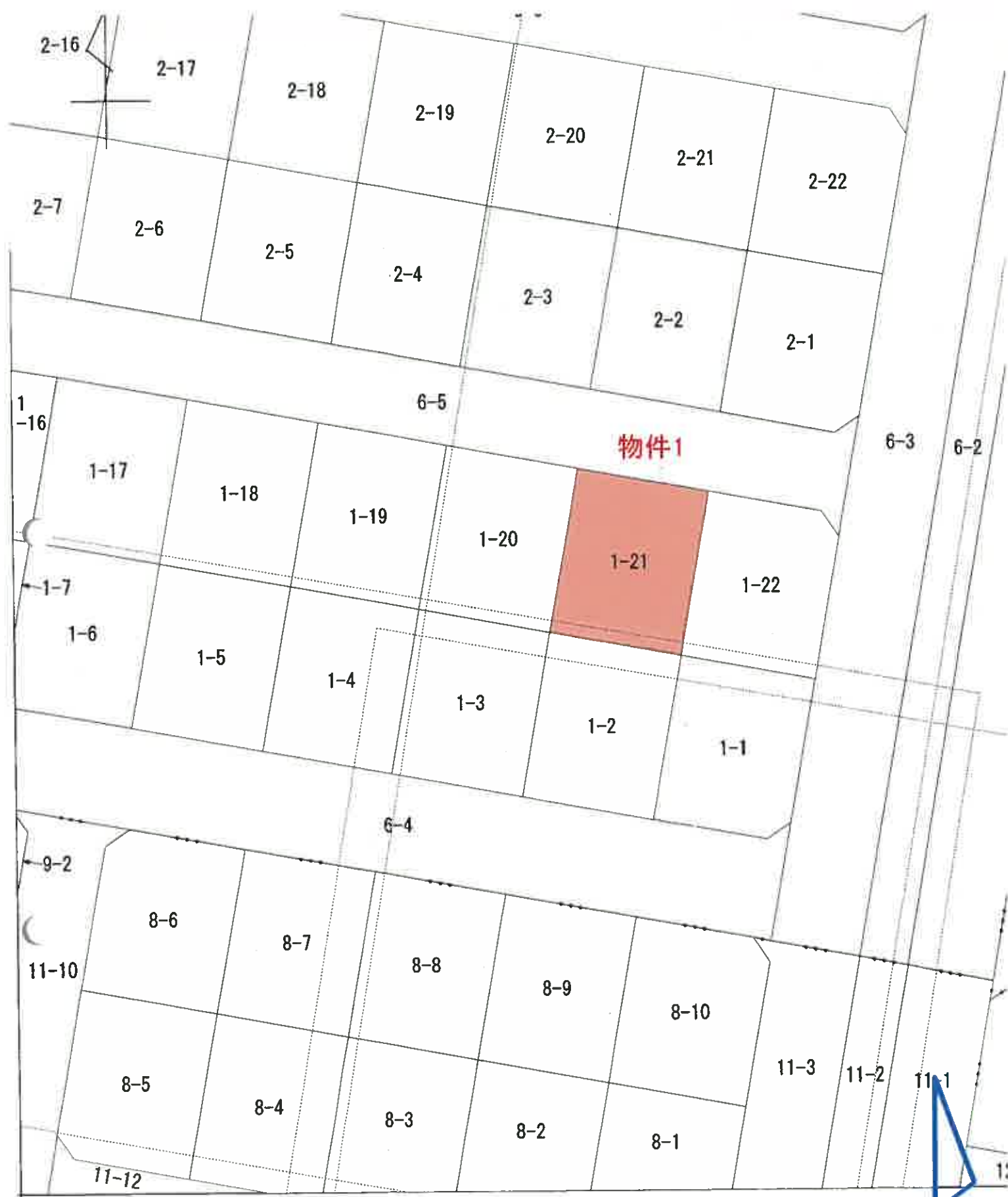
バス「屯田8条3丁目」停留所

受命物件

基準地「札幌北-12」

バス「屯田7条3丁目」停留所

地下鉄「麻生」駅方面



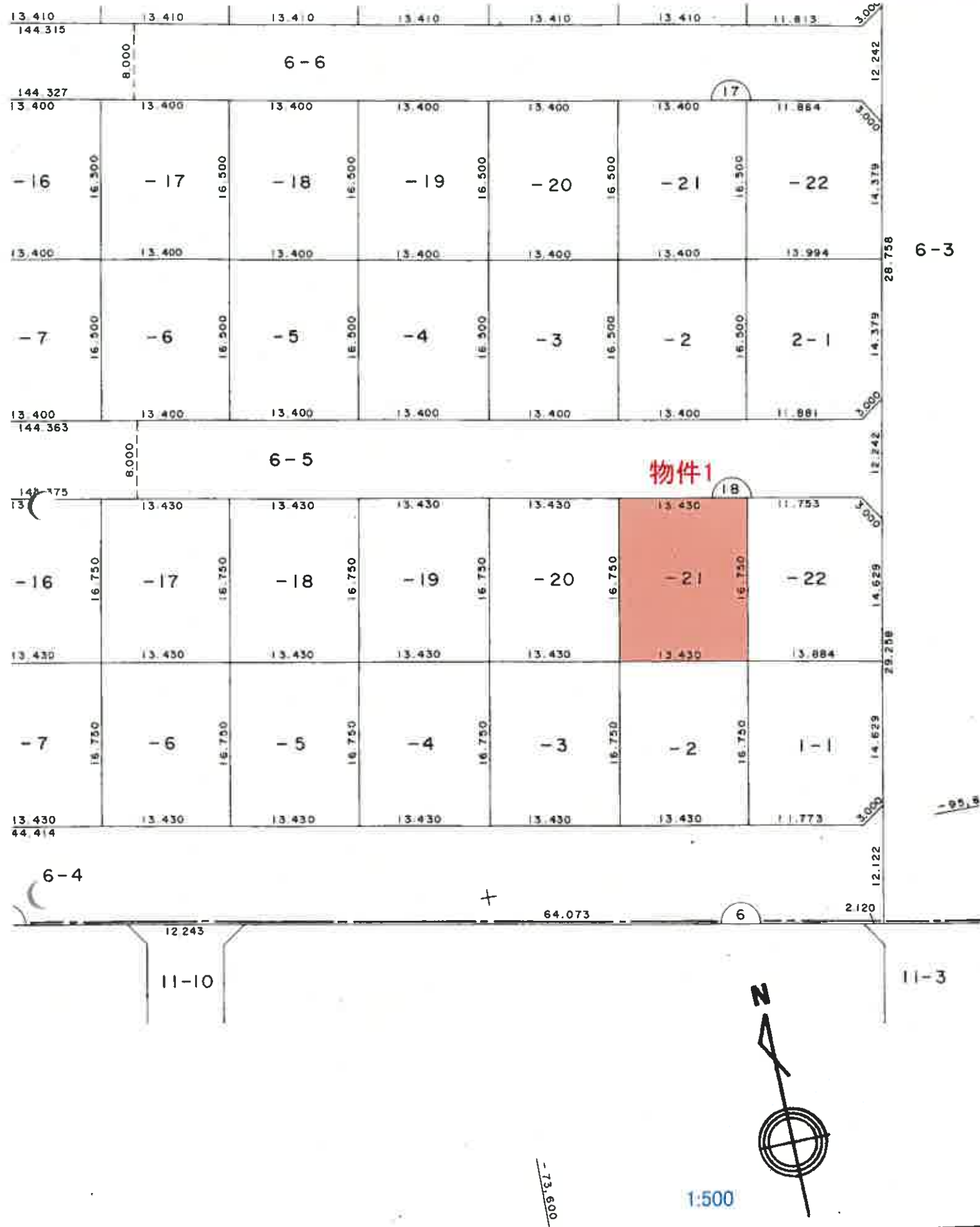
-73942.903

(座標値種別：図上測定)

1:500
地図写し

本図面はA3判から抜粋したものである。

所在	札幌市北区屯田八条三丁目	地番	1番21
----	--------------	----	------

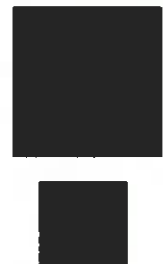
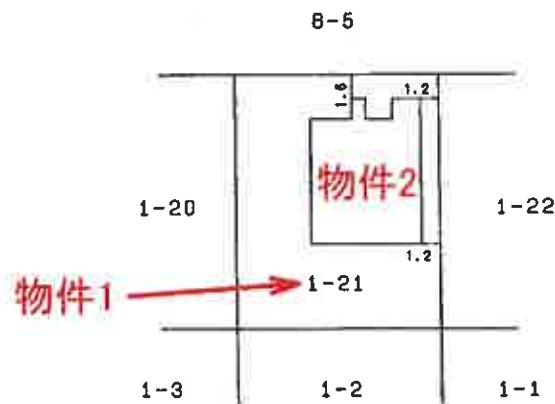
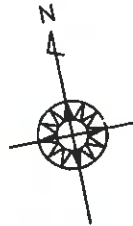


閉鎖された地図写し

本図面はA3判から抜粋したものである。

00588134

家屋番号	1 番 21	建 物 図 面
建物の所在	札幌市北区屯田8条3丁目1番地21	



(札幌土地家屋調査士会用紙)

申請人



縮尺

1/500

1/

建物図面写し

本図面はA3判から抜粋したものである。

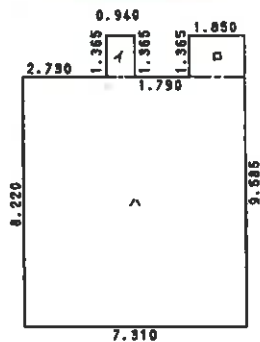
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月20日
札幌法務局北出張所

登記官

各階平面図

物件2

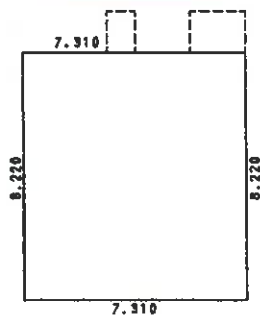
1 階



求積表

イ	1.365	X	0.940	=	1.283100
ロ	1.365	X	1.850	=	2.525250
ハ	8.220	X	7.310	=	60.088200
合 計					63.896550
床 面 積					63.89 m ²

2 階



求積表

8.220	X	7.310	=	60.088200
				60.088200
床 面 積				60.08 m ²

作
製
者

(平成 13年 5月 29日作製)

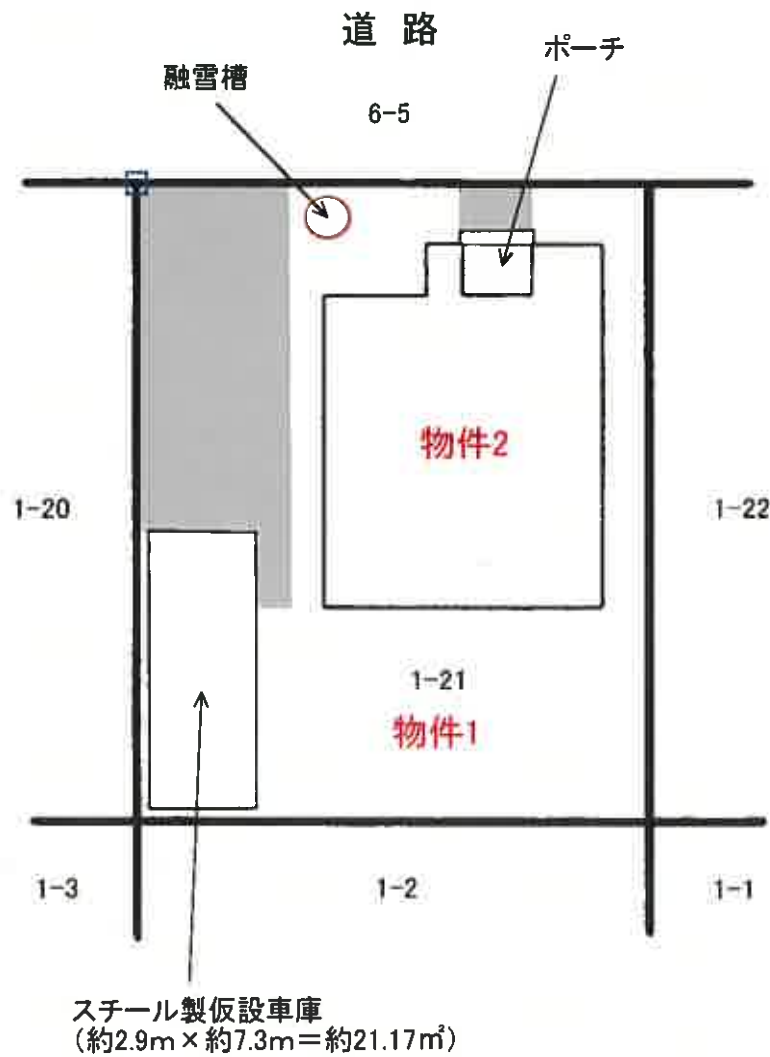
1/250

1/

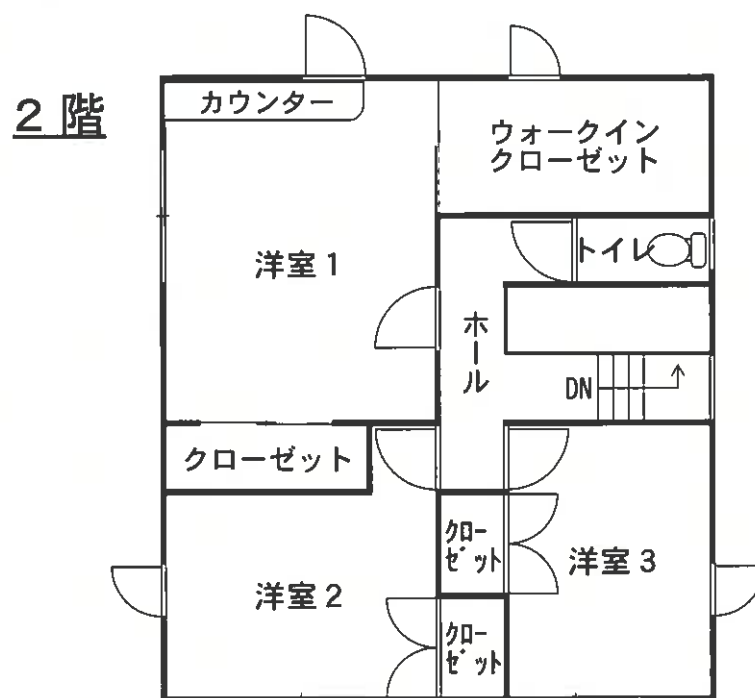
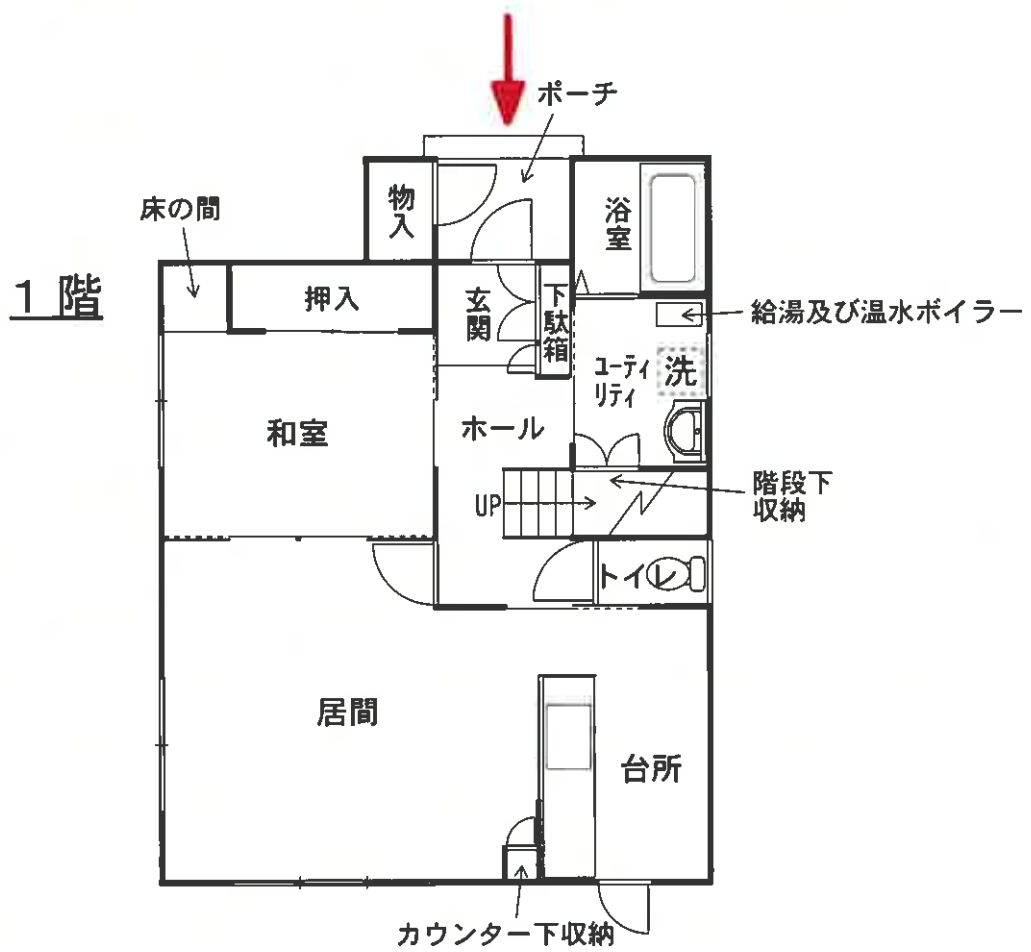
(札幌土地家屋調)

約1:200

土地建物位置関係図



- ：アスファルト舗装
(※概略範囲を記載した)
- ：境界標



建物間取図